

技管－４４２  
令和６年９月１３日

各建設業関係団体の長様

秋田県建設部技術管理課長  
(公印省略)

電子納品運用ガイドライン等の運用の一部改定について（通知）

電子納品運用ガイドライン等の運用（以下、「ガイドライン」とする。）は、令和５年９月１５日付け技管－４６７により一部改定しておりますが、国の運用ガイドライン等の改定に伴い、ガイドラインの内容を一部改定したので通知します。

- 1 内容（改定箇所は、青字部分とする）
  - ①電子納品運用ガイドライン等の運用【01運用編】
  - ②電子納品運用ガイドライン等の運用【02テクニカル編】
  - ③管理ファイル
  - ④協議打合せ簿様式
  
- 2 適用  
令和６年１０月１日から納品される電子成果品に適用。  
なお、それ以前に受領する電子成果品であってもガイドラインの運用を適用することができる。
  
- 3 その他  
美の国秋田ネットに掲載しています。  
美の国あきたホーム＞社会基盤＞建設管理＞土木技術管理  
＞電子納品運用ガイドライン等の運用の一部改定について
  
- 4 国が改定した基準
  - ・電子納品等運用ガイドライン
    - 【土木工事編】【業務編】【電気通信設備工事編】【電気通信設備業務編】
    - 【機械設備工事編(工事)】【機械設備工事編(業務)】【測量編】
  - ・土木設計業務等の電子納品要領
    - 【一般土木編】【電気通信設備編】【機械設備工事編】
  - ・測量成果電子納品要領

【担当】

秋田県建設部 技術管理課  
積算管理・建設DXチーム 藤原  
TEL：018-860-2432  
FAX：018-860-3800